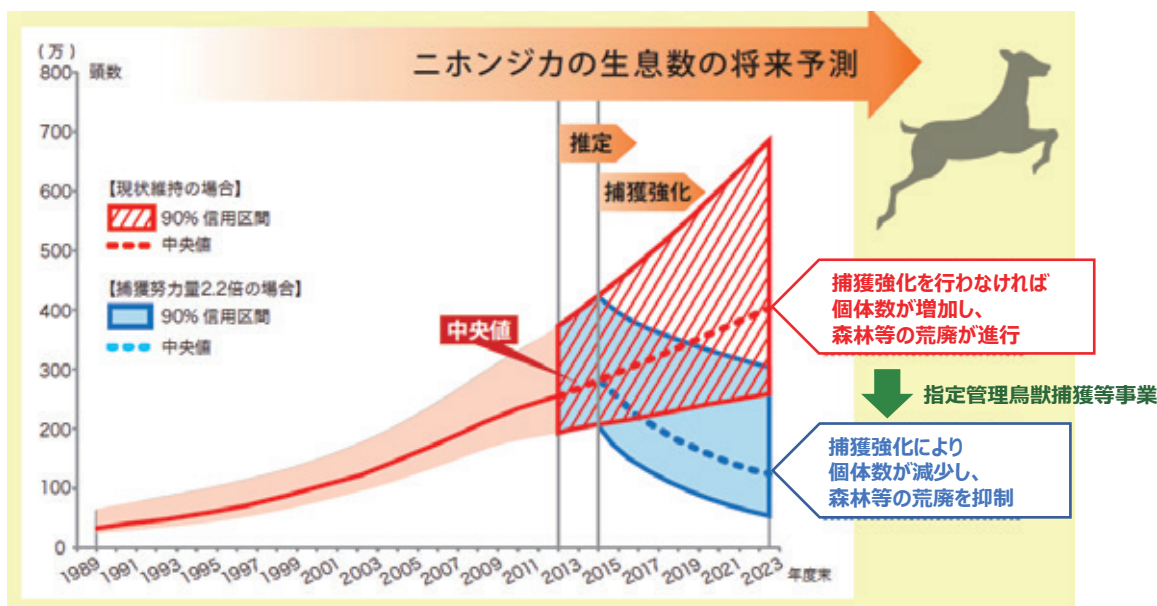


ニホンジカ等の捕獲強化により、森林等の荒廃を防ぎ、水源涵養や国土保全機能を維持・向上（43道府県等）

事業者：都道府県等



対策名：No.36 指定管理鳥獣捕獲等に関する緊急対策

事業名：指定管理鳥獣捕獲等事業

- ポイント**
- 指定管理鳥獣（ニホンジカ等）の捕獲等により生息密度を適正なレベルに管理
 - 森林等における表土流出等の被害を防止
 - 森林等の荒廃を抑制し、水源かん養や国土保全機能を維持・向上

地域の概要・課題

近年、指定管理鳥獣の急速な生息数の増加、生息域の拡大により、自然生態系への影響、農林業や生活環境への被害が深刻化しています。

特にニホンジカ等の生息密度が高い地域においては、森林の植生の食害等による表土流出等の被害が深刻化していることから、ニホンジカ等の生息密度を適正なレベルまで減少させる必要があります。

事業の概要

森林等における植生の食害等による表土流出や生態系等への被害をもたらす指定管理鳥獣の生息密度を適正なレベルに減少させるため、森林等の生息密度が高い地域において、都道府県等が指定管理鳥獣の捕獲等を実施します。

指定管理鳥獣の捕獲にあたっては、都道府県が策定する指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に基づき、生息密度が特に高い地域等において、都道府県がニホンジカ等の捕獲等の取組を行うことにより生息密度の低減が図られ、森林等における植生の食害による表土流出等の被害防止を図っています。

【見込まれる効果】

ニホンジカ等の生息密度が高い地域等において捕獲を行い、生息密度を適正なレベルまで減少することにより、森林等の荒廃が抑制され、水源かん養や国土保全機能の維持・向上が期待されます。

